

浜田市過疎地域持続的発展計画の策定 及び

浜田市定住自立圏形成方針・浜田市定住自立圏共生ビジョンの変更

第2次浜田市総合振興計画後期基本計画の内容に準じて策定する「浜田市過疎地域持続的発展計画」、「浜田市定住自立圏形成方針」及び「浜田市定住自立圏共生ビジョン」について、下記のとおり策定及び変更を行います。

1 浜田市過疎地域持続的発展計画

● 計画の概要

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が4月1日施行されたことに伴い、引き続き過疎対策事業債を活用するため、令和3年度から令和7年度までの期間に係る過疎地域持続的発展計画を策定するものです。

前計画である「浜田市過疎地域自立促進計画」（平成28年度～令和2年度）を基に、国からの作成例及び県の方針に即して策定します。

(1) 名称	浜田市過疎地域持続的発展計画
(2) 計画期間	令和3年度～令和7年度（5年間）
(3) 構成	1. 基本的な事項 2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 3. 産業の振興 4. 地域における情報化 5. 交通施設の整備、交通手段の確保 6. 生活環境の整備 7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 8. 医療の確保 9. 教育の振興 10. 集落の整備 11. 地域文化の振興等 12. 再生可能エネルギーの利用の推進 13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項 14. 過疎地域持続的発展特別事業（一覧表） ※ソフト事業

● 策定期期

令和3年12月議会へ上程予定

<参考> 過疎法制定の変遷（抜粋）

- 昭和45年 「過疎地域対策緊急措置法」制定
- 昭和55年 「過疎地域振興特別措置法」制定
- 平成2年 「過疎地域活性化特別措置法」制定
- 平成12年 「過疎地域自立促進特別措置法」制定
- 平成22年 「過疎地域自立促進特別措置法」一部改正（6年間の延長）
- 平成28年 「過疎地域自立促進特別措置法」一部改正（5年間の延長）
- 令和3年 「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」制定

2 浜田市定住自立圏形成方針・浜田市定住自立圏共生ビジョン

● 形成方針及び共生ビジョンの概要

人口の定住に必要な都市機能及び生活機能の確保と充実を図り、各地域が相互に役割や機能を分担することにより、魅力あふれる定住自立圏を形成することを目的として、平成 22 年 9 月に議決を受けた「浜田市定住自立圏形成方針」について、自治区制度の見直しと、国の「定住自立圏構想推進要綱」の改正に合わせて変更します。

また、形成方針変更の議決を受けた後、平成 28 年に策定した「浜田市定住自立圏共生ビジョン」の計画期間が令和 3 年度で終了することから、令和 4 年度以降の新たな共生ビジョンを策定します。

(1) 名称	浜田市定住自立圏形成方針
(2) 圏域	浜田市定住自立圏（合併 1 市圏域）
(3) 構成	第 1 条 目的 第 2 条 基本方針 第 3 条 連携する具体的事項 (1). 生活機能の強化に係る取組 A. 医療 B. 福祉 C. 教育 D. 産業振興 E. 環境 F. 防災 (2). 結びつきやネットワークの強化に係る取組 A. 地域公共交通 B. デジタル・ディバイドの解消に向けた ICT インフラ整備 C. 道路等の交通インフラの整備 D. 地域の生産者や消費者等の連携による地産地消 E. 地域内外の住民との交流・移住促進 (3). 圏域マネジメント能力の強化に係る取組 A. 宣言中心市等における人材の育成

● 財政措置

中心市及び近隣市町村が定住自立圏に関する取組を推進するため、共生ビジョンに基づき実施する事業等に要する経費に対して、特別交付税措置が講じられます。

● 策定期期

定住自立圏形成方針 令和 3 年 12 月議会へ上程予定

定住自立圏共生ビジョン 令和 4 年 3 月議会へ報告

<参考> 浜田市の定住自立圏構想の策定経過

- 平成 22 年 「中心市宣言」実施（議会全員協議会）
「浜田市定住自立圏形成方針」議決（9 月議会）
- 平成 23 年 「浜田市定住自立圏共生ビジョン（H23 年度～H27 年度）」策定
- 平成 28 年 「浜田市定住自立圏共生ビジョン（H28 年度～H33 年度）」策定
- 平成 29 年 「浜田市定住自立圏共生ビジョン（H28 年度～H33(R3)年度）」変更